

# 議会改革検討調査会記録

1 日時 平成29年1月18日 (水曜日)

開 会 午後1時27分

閉 会 午後2時46分

2 場所 第2委員会室

3 出席者

(議員)

座 長	村 家	博
副 座 長	南 昭	弘
委 員	木 下 章	広
//	舎 川 智	也
//	押 田 大	祐
//	大 島	満
//	尾 上 一	彦
//	松 井 桂	将
//	村 石	篤
//	赤 星 ゆかり	
//	村 上 和	久
//	柞 山 数	男

(事務局)

事務局 長	久 世	浩
事務局 次長	後 藤	衛
庶務課 長	横 山 浩	二
議事調査課 長	圓 山 尚	英
庶務課 主幹 《課長代理》	山 下 達	也
議事調査課 主幹 《課長代理》	坂 口 輝	之
議事調査課 副主幹 《議事係長》	石 黒 隆	司
議事調査課 主査	大 塚 宏	明

## 4 協議結果について

### (1) 一般質問における年間の持ち時間について

平成28年10月21日及び11月24日に開催された当調査会において、毎定例会60分の質問時間を確保すべきとの意見もあったことから継続協議となっていたが、今回も意見がまとまらなかったことから、新たな任期での協議も視野に入れて、継続して協議することとなった。

### (2) ケーブルテレビ放映における検討課題について

#### ・議場システム（設備）の更新等について

ケーブルテレビによる放映に不可欠な議場システム（設備）の更新及び関連機器等の新規導入を念頭に、必要となる設備・機器等の調査を進めることとする。

#### ・配信方式（生中継・録画放送）について

生中継から行ったほうがよいという意見や録画放送を先行したほうがよいという意見などがあり、意見がまとまらなかったことから、継続して協議することとなった。

### (3) 本会議におけるパネル等の使用について

賛否双方の意見に加え、さまざまな課題も指摘され、意見がまとまらなかったことから、新たな任期での協議も視野に入れて、継続して協議することとなった。

## その他

全ての協議事項の終了後に、日本共産党議員団から以下の8項目について新たな提案があり、座長から議長に報告の上、今後の取扱いを検討することとなった。

- ① 委員会記録もインターネット公開、手続きなしで自由に閲覧できるようにする。
- ② 委員会傍聴規程を見直し、30分前までの申し込みを不要にし、傍聴を自由にする。
- ③ 常任委員会や特別委員会のインターネットやケーブルテレビでの中継を検討する。
- ④ 請願・陳情者の議会での意見陳述を制度化する。
- ⑤ 議会本会議の土日祝日、夜間の開催を実施する。
- ⑥ 市議会主催の議会報告会を開催し、制度化する。
- ⑦ 議会基本条例、政治倫理条例の制定に向けた検討（研究、学習等）をする。
- ⑧ 「正式会派」の人数要件を「2人以上」にする。

## 5 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）について諮る  
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、舎川委員、赤星委員を指名いたします。これより、本日の協議事項に入ります。協議事項は、お手元に配布の3項目であります。ここで、本日の協議事項について、事務局から説明をさせます。

議事調査課長 〔説明〕

座長 それでは、協議事項1番目の「一般質問における年間の持ち時間について」に入ります。この件に対する御意見があれば、お願いいたします。

赤星委員 私ども日本共産党議員団としましては、以

前から提案しているとおりに、一定例会当たり一人につき、質問と答弁の往復を含めて最低でも60分は確保してほしいというふうに申し上げてきました。今の、質問と答弁を含めて年間90分という質問制限ですけども、そもそもこういう制限を行ってきたこと自体が、私たちは不当だというふうに思っております。そのことをきちんと反省をした上で、質問を希望する議員はどの議員にも平等に、十分に質問ができるように、年間の持ち時間ではなくて定例会ごとに最低でも60分を保障すべきだというふうに思います。

村石委員

社民党も、義務ではなく、あくまで質問が許されるという議員の権利があるということから、質問できる権利として、定例会ごとに60分を主張しています。その根拠は県内の自治体でも一定例会当たり60分というところが、私の記憶では4つあったと思うので、そういう意味では、県内でもそういうことは実施されているということです。それと、今、持ち時間制で一回当たり90分というものもありますけれども、90分も質疑や応答をするというのは、なかなか大変だと思うので、インターネットでの中継も入りますし、やはりそういう意味

では一人当たり、最高60分ということで決めたほうがよいのではないかとということです。それともう一つは、自民党さんのほうから、60分にすることの弊害として、行政事務が滞るのではないかとというような話もあったかと思えますけれども、それはあくまで、権利であって義務ではないので、全員が質問しなければいけないということではないのです。例えば12月定例会においても、自民党の議員の皆さんは、持ち時間がたくさん残っているけれども、全員が質問したわけではありませんでした。そういう意味では、なかなか根拠には当たらないのではないかといいに思います。

座長                    ちょっと確認ですけれども、90分では何ですか……。

村石委員              ですから、現在のシステムだと長いときは90分の持ち時間があるわけですよ。それはなくして、定例会ごとに一人当たり最高60分にすべきではないかなということを行っています。

座長                    それは、年間で90分なら90分と言っておられるのですよね。90分が長いという論理にはなっていないのではないですか。

村石委員 私の主張しているのは、一回当たりということを行っています。一回当たり90分のことです。

座長 一回当たりでも90分を、今までもやっておられる人がいますよね。

村石委員 単純な比較で言うと、一人当たり90分の持ち時間が一人当たり60分掛ける4回ですから240分になるわけですがけれども、それはあくまで、60分単位のものであるということを目指しているのです。

座長 1回に60分以上はだめだという……。

村石委員 そのほうが聞いているほうも、やり取りをしているほうも、集中してできるのではないかという意味です。

松井委員 これでいろいろと議論を3回しているということですがけれども、一人当たりの年間の持ち時間を現行の90分から120分にすることによって、年4回ある定例会において、30分、45分、60分、90分とある中で、30分を選択すれば4回とも一般質問に立つことができる。当然、我々は会派に所属しているわけでありまして、や

はり会派内でしっかりと中身を調整すれば、このままー120分にするだけで、本会議の一般質問は十分可能であるというふうに思っております。ですから、その1回当たり60分ということは、それでは40人全てが質問するのかとーそういう権利はあります。ですけれども、会派としてある程度、発言者を決めてやっていくことも大事ではないですか。手を挙げれば、毎回、40人みんなが質問するということでよろしいのでしょうか。

座長

今の松井委員の意見は、今までの90分にプラス30分で、120分とすると、毎定例会に30分ずつ質問すれば、4回できるということです。一応今の段階では30分を追加するといえますか、そういう提案なのですよね。だから、全く今までどおり90分ということではないのです。ほかにございますか。

赤星委員

今、松井委員がおっしゃった御意見ですけれども、120分にして1回につき30分を選択すれば、十分に一般質問できるとおっしゃったのですが、私たちはそうは思えないのです。先月の12月定例会での一般質問で、私は一問一答方式の30分を選択



しました。質問の中で、市長が答弁に立たれまして、「そうおっしゃるけれども、そうではないのではないですか」と。ちょっとでもやり取りが始まると、もっと深めたいと思って、そのために一問一答方式があるわけです。やり取りが始まると、予定していた質問をたくさん残して、本当に十分にできないのです。大きく言って、4項目の通告をしていましたけれども、4項目目は一点しか聞けなかったのです。そういうことがあります。やっぱり議会の活性化、活発化のためには、最低でも1回当たり60分—みんなが60分間全部しなくてはいけないということではなくて、短くてもいい方は短く終わればいいのですし、残った時間はもう年間でできませんよということではなくて、今回は30分で終わっても、毎回、次の議会はまた60分までは保障されていますよと。そうやっていくのは、至極当然だと思いますし、会派としてのいろいろな方針や政策は、もちろん一致したものがございますけれども、一般質問というのは、基本的に議員の個人の権利であります。ですので、やっぱり最低でも毎議会で60分を保障してほしいと思います。

村上委員

権利があることは間違いないのですが、権

利をどこまで認めるのかと、どこまで制限するのかということだと思っています。それこそ無制限に議論を続ければ、先ほど村石委員がおっしゃったように、一般の業務に当然、支障が出てくると。市民だって行政のサービスを受ける権利があるわけです。それを議会が、いたずらに議論することによって、そちらの権利も侵していくことになりかねないということにもなります。90分では長過ぎるという話もありますし、30分では短いという話もございます。どこかで、その折合いをつけないといけないということでもあります。当局と議員の意見が食い違ったら、方向を変えたとしても、当然、ずっと同じ議論が続くわけです。4つの質問を用意しておいても、1つ目の質問で意見が食い違ったと。議論を深めるといふ名のもとに、どんどんどんどん深みにはまっていくと、深めていくというふうになっていきますね。その中には、「それは、委員会でしたほうがいいのではないか」というような話まで入っていくわけです。ですから、時間が足りないというのは、確かに足りないと言えは足りなくなりますけれども、議論を聞いておきますと、それはこの程度にとどめて、次の質問に行けばいいのになというものもないではない—赤星

委員のことを言っているのではないですよーもあります。そのあたりは、しっかりと議会が成熟して、効率よくその時間を使うという方向も、議会の一つのあり方ではないかというふうに思いますので、1回に60分は必要なのか、90分は長すぎるのか、30分でいいと言うのかは、それぞれの会派の構成、人数にもよりましようし、当局との対立点の多さ、合意点の多さにもよりましようから、それぞれの会派で違うというところは、仕方がないというふうに思います。そこで、我が会派とすれば、松井委員がおっしゃったように、毎回質問・質疑ができるように、年間120分というのが妥当ではないかという結論を今のところ、持っているところです。

村石委員

まず60分が必要だということを、再度言いますけれども、私は平成28年12月定例会で質問時間として45分間をとりました。だけど、ある部長は時間がないために、相当早口で質疑応答時間に間に合わせようという苦勞をされておりました。それは後日、直接ある部長からお聞きしましたので、間違いありません。したがって、やはり45分とか30分よりも、60分という質問時間が、私はより行政事務をチェックするこ

とや、あるいは、新しい政策を提案するために必要な時間であるというぐあいに思います。それともう一つは、質問の内容です。これは私を含めての、議員の資質です。議員が本当に調査・研究して、しっかりしたもので質問をする、提案をする。これは私も含めて、議員の質を高める。それはお互いに質問をしながら、切磋琢磨していくということが必要だろうと思います。

舎川委員

先ほど、松井委員も村上委員もおっしゃったように、そもそも会派に関係なく一例えば会派の人数に関係なく、議会で広義的に、本当に広く意見や質問できるように、定例会ごとに、先ほどもおっしゃいましたが、一人30分ずつとれば、議会の運営面も含めて、先ほど質という面でもおっしゃいましたけれども、質問の質も含めて、1回の定例会でやっぱり多くの議員から、意見がたくさん出ることは本当にいいことかなと思いました。長くとるというのも一回来長くとるというのも一つかもしれませんが、一定例会において、一人の議員からたくさん意見が出るというのも、私は必要に一活発、活性と先ほど赤星委員も言われましたけれども、議会の活性化とか活発化という面では、そういった意味では本当

にいいのではないかと考えております。

尾上委員

民政クラブも、これまで年間90分というやり方でやっている中で、以前は4人会派でしたので、新人議員は60分を2回させていただいておりました。先ほど、村石委員が言われましたけれども、結局、今言われているのは、60分だったら必ずしも早口にならないかといったら、質問の内容を濃くすると、60分あるからといっても、結局、早口でしゃべらないといけないことだっていると思うのですよ。そうなったら、それでは今度は1回当たり90分なのかとか、その次は100分なのかとか120分なのかという議論を、結局はしていかなければいけないのです。言い方が悪いかもしれませんが、やはり、与えられた時間で、ちゃんとした答弁が返ってくるような質問構成にするのも、やはり議員の先ほど言われた資質だというふうに私は思いますので、先ほども何人かの委員が言われましたが、120分にすることによって、毎回質問できる機会はあるということで、民政クラブとしても、これでもう絶対に、全然改善できないのかといったら、そうではないと思いますので、一度120分という年間の持ち時間で運営をしてみるという

のがひとつあるのではないかというふうに  
思っております。

押田委員

自民党新風会も120分で、つまり30分  
を4回できればいいのかなと思います。私  
は、初めて12月議会に参加させていただ  
いて、各議員の残り時間というのを見まし  
たけれども、最後の最後まで使われたのは、  
赤星委員と村石委員だけで、ほかの議員は  
ほとんど時間が余っていたと思います。ひ  
どい人は45分のうち、15分ぐらい残っ  
ていたこともあったと記憶しています。そ  
して、前回、座長から言われた、無駄な質  
問を省く—いかに質問の質を高めるか—今  
は、尾上委員と一緒になのですけれど、そ  
れをやらずして、ただ時間だけがほしいと  
言ってもだめなので、私たちも勉強しなが  
らですけれども、質問の質を高めていく、  
議員の質を高めていくという点において、  
それでも足りなければもう1回考えてもい  
いと思います。

座長

まさに議員の資質が問われるというのは、  
何回も出ていますが、やっぱりただ時間を  
延ばせばいいというものではなくて、質問  
の内容もしっかり精査して、その範囲内  
におさまるような質の高い質問をしていただ

くというのは、私も一人の議員としての意見だというふうに思います。

柞山委員

この議論は、随分と重ねてまいりましたが、少しずつ深まってきたというふうに思いますけれども、もともとこの90分ではできなかった年4回ともという、いわゆる大勢いる会派ではなくて、一人会派でも定例会ごとに質問をしたい場合に、機会を与えるようにということで、それはもっともだなということからスタートしたのですよね。ところが、そのことを一つクリアしないで、「1時間にしないといけない」とか時間ばかりが先にいってしまっていて、何かもう少し、今必要なものを少しずつ積み上げていくような議論になればいいなと思います。さっき尾上委員もこれで最後ではないのですからということで、本当はこのことは、もっとさきに決心してもらえれば、実行できたと思うのですが、随分一半年以上たっているような話でありまして、これではせっかく「改革だ」と言いながら、一步も前へ進まないという話になりますから。そんなことを思います。4月でもう改選ですから。このままでは、何もならなかったのかなという、結果は出なかったなという所感を持ってしまいます。もう少し、できることか

らやっていくという姿勢も大事かなというふうに思います。

座長

毎定例会でできるということが一つの進歩だというー今は90分だから、30分掛ける3回ではだめなので、30分掛ける4回ということで120分にするという前進ですよ。

赤星委員

そもそも合併後の1年か2年後だったのですけれども、当時、定数が48人になった議会で、議員の一般質問は年1回だと言われました。自民党会派からの提案で、それまでは定例会ごとに、通告をすれば、質問を希望する議員は自由に一括質問だけでしたから、質問部分だけで20分だったのですが、それをいきなり、年1回だと、20分だけだと言い出して、それが議運に入っていた当時の自民党さん、公明党さん、民政クラブさん、社民党さんで決定されたのです。そもそも、そこからおかしくなりだしたのですよね、はっきり言いまして。今、柞山委員や座長がおっしゃった、多くても年3回しかできない90分から、120分にして年4回ともできるようになるのだから、一歩前進だとおっしゃいましたが、私はそうではなくて、そもそも議会の議員



の一般質問は、何のためにあるのかというところから、今までの質問制限をかけた理由は何だったのかとか、その結果、どういう議会になってきたのか、そこはよくお考えになってほしいなと思うのです。もう一つ言いますと、今は一般質問と議案の質疑がごっちゃにされています。一般質問と議案の質疑というのは、そもそも性格の違う質問です。一般質問は議員が市政全般について、批判や提案をしながら自由に質問ができる。自由に当局の見解をただせると、そういう性格の発言ですが、議案の質疑というのは、まさに提案されている議案について、疑義をただすという、そういう性格ですから、全く違いますよということで、以前は本会議でも、別々に行っていました。所属委員会の議案でしたら、委員会で質疑ができますけれども、それ以外の議案について、自分の所属委員会以外の議案について、本会議で誰でも質疑ができるという、そういうことが本来保障されるべきなのですが、途中から一遍、別々にまた戻したのですけれども、また今度、一緒くたにされて、それを含めて年間120分で1回30分しかできないと。これは極めて不十分だと思います。行政の監視機能を働かせる上でも、政策提案をしていく上でも非常に不

十分だと思うのです。そういう考えを持って  
おります。

柞山委員 赤星委員、制限したのはなぜかということ  
を言いながら、あなたもおられたのですが、  
なぜだったのですか。

赤星委員 そのとき共産党は残念ながら私一人になり  
まして、議運から外されました。目の前で  
勝手に議論をされて、申入れなどをいろい  
ろと行って反対しましたけれども、自民党  
さん、公明党さん、民政クラブさん、社民  
党さん—議運の正式委員になっている会派  
だけで決められました。もう一人、市民派  
無所属の志麻議員もいらっしゃったので  
すが、志麻議員と私は、議運で発言するこ  
とすらできなかつたわけなのです。

大島委員 私は一人会派ですので、必ず定例会ごと  
に一般質問をしたいということで、120分  
というのは最低限だと思うのですが、質問  
時間だけで答弁を含めないということが、  
もしできるなら、そういうふうにして  
いただきたいと。私の気持ちは前回申し上げ  
たとおりで、一人当たり最低でも1時間は保  
障してもらいたいということです。

座長 定例会ごとにですか。

大島委員 はい。それで、もしそういうふうにされたとしても、全議員が、一般質問を1時間するということは、とても思えませんし、ケーブルテレビの生放送ですとか、インターネット中継があれば、最初は増えるかもしれませんが、それに耐えられるだけ1時間質問される議員というのは、本当に全員いらっしゃるかどうかというのを、やはり問われると思いますので、恐らく淘汰されていくものだと思います。もし、早急にこれを妥協するという事でまとめるということであれば、持ち時間は1年に120分で、答弁は除くという形にしてほしいという思いです。平成21年の3月定例会におきまして、先ほど赤星委員がおっしゃった志麻議員が、その当時、この定例会の発言制限の撤廃に7,000人の署名がずっと集まっていたということを発言されておりますので、そのことも皆さんは、もう一度思い出していただければというふうに思っております。

座長 今は、答弁も含めてということですが、過去は20分の質問時間で、答弁は制限がなかったのですよね。ほかに、ございますか。

木下委員

お話を2回ほどお聞きしたのですけれども、やっぱり年間で90分から120分へと、そして毎定例会で60分という形で、今、議論が平行線をたどっているという状況だと思います。それで、今回妥結案を出さなければいけないのかというふうにちょっと感じてはいたのですけれども、私も質問の質、内容を高めることが、まず一番大事だと思うのです。ただ、その高めた上で、幾つものテーマに関して質問をしたいと、政策提案をしたいということも十分にあり得ることなので、私も90分から120分にするというところで、一旦導入するという案は確かに一つなのですが、大島委員が言われたとおり、答弁時間を含めずに、例えば、毎定例会一人当たり30分の質問時間を確保するとか、そうした形の案なども考えられるのではないかと考えています。また、今、毎回60分という案も出ていますけれども、これにしても、大津市議会では導入されていまして、たくさんの方が実際に質問されています。ただし、皆さんが60分をフルに使い切っているわけではなくて、答弁を含めて10分台で終わっている方もおられるようです。なので、平行線をたどっているのであれば、例えば、別の妥結案です。そういったことで、それは私で

あれば、答弁時間を含めずに毎回30分の質問時間の確保とか、そういった形で一旦導入してみて、それでもし不都合等があるとかであれば、また改善を試みるとか、そういうこともいいかとは思いますが。そして、平成29年の6月定例会からは、質問時間を延ばして進めていくことがもうインターネット中継も始まりますし一望ましいのではないかというふうに考えております。

座長

以前は質問時間20分に対して、答弁が1時間、1時間半というのがあったのです。これは1項目で、「これはどうだ、これはどうだ、これはどうだ」という、そういうふうになると、もう多いものになると100問ぐらい出てきたときに、答弁にどれだけの時間がかかるのかということなのです。質問時間が20分とか30分と言われるのは、わかるのですけれども、その問い方にもよるのです。それこそまさに、資質の問題なのです。その20分の質問時間はわかりますよ。でも「これはどうだ、これはどうだ、これはどうだ」ともしその中で、100問も質問されれば、答弁だけでも、1時間以上かかるのですよ。そういうこともあるということも、ちょっと大島委員に私一質問時間の20分、30分はわかるの

です。答弁も含めてということであれば、その中できちんと、資質の問題も問われます。そういうことなのです。

大島委員 失礼ですが、そういうケースというのは過去にあったのですか。

座長 ありました。

大島委員 そうですか。わかりました。

座長 一通り、一応皆さんの意見を聞きました。それで、ここまで皆さんの御意見をお聞きしたところでありますが、なかなか、結論が出ないようであります。

この件については、今後も継続して協議する必要があるのですが、時間的にも、3月定例会までに結論を出すことができないことも考えられます。

したがって、本件については、新たな任期での協議も視野に入れて、今後も継続して協議するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定させていただき

ます。4月に皆さんは、再選して元気に出て来られますから。またそのときに、再度この件を協議してください。

次に、協議事項2番目の「ケーブルテレビ放映における検討課題について」であります。

ここで、事務局からお手元の資料について、説明をさせます。

議事調査課長　〔説明〕

座長　それでは、今ほど説明をいただいたわけですが、まず1の「議場システム（設備）の更新等」について、御意見があれば、お願いします。

尾上委員　基本的なところで、ケーブルテレビ会社で、例えば、今、多チャンネルのケーブルテレビ富山でも、市議会の生中継は可能だというような回答は得られているのでしょうか。

議事調査課長　1番の課題のところにもありますが、放送法の適用となることから、経年劣化が心配だと、放送事故になるということが非常に心配だということです。そういう設備が整えば、できることはできるというような見解をいただいております。

村石委員 これを見ますと、要するに生中継のみということなのですが、生中継と録画放送を二つとも可能にするということは不可能なのではないでしょうか。

座長 今は、1番についてです。村石委員、ちょっと分けてください。今、おかしいなと思いました。

尾上委員 この1番は、この庁舎案内の放送をする上で、いずれは確かに、設備の更新というのは必要になってくるのかもしれませんが、必ずしもこちらの設備を改修しなくても、テレビ局は、どこかへ行って中継しますよね。ケーブルテレビでは、そういうような形の中継はだめなのではないでしょうか。

議事調査課長 現在、ケーブルテレビ会社のほうからお聞きしておりますのは、議場のシステム、カメラなど、そこで映された映像や音声などを放送していきたいということで、会社のほうから撮影スタッフが大勢来られて、自前のカメラとかを持って、撮影をして中継するというような話は伺っておりません。

押田委員 このシステムなのですけれども、更新という一番その辺のところを聞きたいのです



が、市からケーブルテレビ会社までは、どんなシステムで送ることになるのですか。

議事調査課長 光ケーブルなどのそういった専用線で送ることになるかと思えます。

押田委員 ということであれば、今、総額でお幾らぐらいかかることになるのですか。今、アナログ方式からデジタル方式に切りかえる—どこまで切りかえるのですか。私は、そのところは、まだ見ていないのですけれども。

座長 まだ出ていないのではないですか。

議事調査課長 ですので、いろいろなところ—生中継だとか録画放送だとか、どこまでのものをやるかということ、少しずつ決めていただく。そして、徐々に見積もり額というか、どのぐらい契約にかかっていくのが、わかってくるということです。現在はまだ、その金額までは出ていないところがあります。

座長 基本的には、1の最後に出ております、この基本方針（案）です。このような形で、調査を進めるということできたいという

ふうに思っております。それでは、これにつきましては、本調査会として、そのようにとりまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                   それでは、そのように決定いたします。  
次に、2の「配信方式（生中継・録画放送）」について、御意見があれば、お願いします。

村石委員               生中継と録画放送があるのですが、県議会は生中継のみだということで、何か「生中継を基本とし」ということになっていますけれども、今後、生中継と録画放送の両方をケーブルテレビで放映するということは、不可能なのでしょうか。

議事調査課長          不可能ではないと思いますが、まずインターネット中継などと違って、現在放送されている放送局の番組があるわけです。その中で、通常、どこかの放送されているものがなくて、きょうは議会中継ですと。例えば、議会中継を生中継して、その後ちょっとたって、「また録画放送があるわ」という状況になるということには—その録画放

送をいつやるのかということはあるでしょうが、ただ県内でも、ケーブルテレビの生中継と録画放送の両方を実施しているところは、あるようでございます。

議会事務局長 今の御質問に若干、補足の説明をさせていただきたいと思います。今、圓山課長が申したとおりなのですけれども、私どものほうといたしましても、マックスで言えば、生中継と録画放送と両方していただければ、これはもう言うことがないと、一番いいと、もちろんそう思っております。その中で、やはり今後、関係事業者と協議を進めていく上での課題といたしましては、一点は、圓山課長が申しましたように、番組編成上の枠の問題があるということです。生中継のほか録画放送の双方の時間帯です。本会議ということになれば、かなり長時間にわたりますよね。そういった長時間のものをダブルで一仮に2チャンネルであろうとも、確保することが果たして可能なのかどうかという番組編成上の問題がございます。もう一点は、当然費用の問題がございます。これらにつきましては、先ほど圓山課長が申しましたように、この会議の場で基本方針の御了承をいただければ、その基本方針に基づいて、関係事業者と鋭意、協議を進

めてまいりますけれども、今後、その辺のところも十分、見きわめていく必要があるかどうかと考えております。

舎川委員

配信方法については、テレビ局側がチャンネルを増やさないといけないとか、それから体制とかもあります。やはり、我々としたら、市民の皆さんに、まず見てもらえるということの一つおけば、私は録画放送でも生中継でも、今できるところからスタートするというふうにしたらどうかと思います。

押田委員

生中継ということなのですけれども、実は私は生中継にこだわらなくてもいいかなというふうには思っています。なぜかという、なかなか平日の生中継を見ることは、サラリーマンはほとんど不可能です。あとは、それでは録画放送でゴールデンタイムに流れるのかと。そういったことも含めたら、録画放送という点もありますけれども、生中継のみにこだわる必要はないのです。もちろん生中継で見られるということは、リアルタイムなのですばらしいことなので、それができない自治体に関しては、録画放送でもやむなしと。むしろ、そのほうが、見られる可能性があるというふう

捉えています。

松井委員 現在、全国の各都市でインターネット中継とかをしているのを私も見ますけれども、見るとわかるのですが、生放送ですと、どこの誰がしゃべっているのか、入りませんよね。やっぱり見る側からしたら、そういうこともしっかり見られるような形にというものになると、当然、放送の加工とかそういうことも必要になってくると思いますし、やはり録画放送がベースになっていくのではないかと思います。事務局は、その辺についてはどうでしょうか。

議事調査課長 生中継でも、字幕といたしますか、議員さんの氏名などの情報を挿入することは可能だと考えております。

赤星委員 私は、基本的にはやっぱり両方あったほうが良いと思いますが、旧上婦負の住民の皆さんにお聞きしますと、合併前の例えば、八尾町議会だとかは、朝から晩まで全員協議会なんかも含めて、ケーブルテレビで放映していたと。それで、議員の皆さんが、町のことを事細かく一生懸命に話し合っておられるのを、「家にいながら手に取るように見られたのだよ」とお聞きしました。

どちらかと言いますと、そういうケーブルテレビが入っているところは、旧町村のような、議会まで傍聴に来にくい、ちょっと離れた方ですね。しかも、高齢者の方も多いのではないかと思います。サラリーマンの方はむしろ、インターネットの録画中継を見ることができないのではないかと思いますので、ケーブルテレビのほうは、生中継から、できるところからやったほうがいいのではないかと私は思います。

座長                   これは、相手があることですからね。こちらでどうのこうの……

大島委員           ケーブルテレビは今ほど赤星委員がおっしゃったように、八尾では全員協議会も全て土、日もしくは夜間に放送をしていただいて、非常に多くの方に見ていただきました。ただし、生中継ということになりますと、休憩を挟んだり、いろいろなロスタイムがありましたので、やはり全てを見ることはなかなかないですし、自分の支持している議員とか、関心のあることだけになりますので、これを同時に放映していただくとすれば、録画放送を先行していただいて、ケーブルテレビ富山と上婦負ケーブルテレビを同時に録画放送でやっていただきたいと

思いますし、録画放送にすることによって、質問する議員の名前ですとか、質問事項までテロップなり、そういう説明を入れることができますので、ケーブルテレビの番組表にも書いていただくと順番もわかりますし、そういうことを含めると、録画放送で先行していただいたほうがよろしいのではないかと思うのです。例えば、県外のほかの議会のホームページを見ますと、その議員の一般質問がデータベース化されておりまして、それをクリックするだけで、映像が流れるというふうになっているシステムもありますので、そういうことも含めて、とりあえずできることから、録画放送から同時に始めていただきたいという意見を申し上げたいと思います。

座長                    よろしいですか。大体、要約しますと、録画放送からという……どうですか。

村上委員                私は、個人的には録画放送のほうがいいと思います。まして、録画放送も生中継もということは—この議会中継をたくさんの方が喜んで見るということは、期待しますけれども、果たしてそうなのかということを考えると、議会がお金を払ってでも、ケーブルテレビとはいえ、公共のチャンネルで、

中継するのだという意気込みはわかりますけれども、視聴者からすると、「録画放送でやってくれよ」という声もあると思うのです。あまり前のめりに、議会こそが中心なのだというような思い上がった考え方は、ちょっとやめたほうがいいような気がします。その意味で、インターネット中継というのは、選択肢がたくさんある中で見たい人が見るということで、チャンネルもそういう意味では、無制限にある中から選んで見ていただけるのですが、放送の場合はそういうわけにはいきませんから。もちろん、チャンネルは幾つかありますけれども、ケーブルテレビで見たい番組やプログラムもあるでしょうから、そこへ議会がたくさん時間をとる、まして、大島委員がおっしゃったように、休憩時間もあれば、スケジュールにもむらが出てくるということであれば、その時間を独占してしまうというのは、いかがなものかなというふうに思います。きょう結論を出すのではないと思いますが、ちょっと我々の頭は、議会こそ一番だみたいなことになっているように今、聞こえましたので、そうではないということ冷静に考えるべきではないかというふうに思います。



尾上委員

今の録画放送を先にとか、録画放送がいいのではないかという御意見が出ているのですが、私はどちらでもいいと思うのですが、早くしようと思うと、やっぱり録画放送がいいと思うし、録画で放映する場合だったら、仮に、こちらのシステムを改修しなくても、十分にできるのではないですか。それはケーブルテレビ会社に来てもらって、カメラで録画をしてもらえばいいのですから。もっと早くできるのではないかというような、あまり予算—予算がかかるのかどうかは、私はわかりませんが、そういうこともあり得るのではというふうに思います。

座長

これは、本当に初めての導入なので、それこそまず、生中継か録画放送かという分野に入っているような気がします。それで、やっぱり相手があることですから、予算も絡みます。今、意見を集約すると、録画放送というのが非常に多かったようにも思いますが、やっぱり上婦負ケーブルテレビのチャンネル加算とか、そういういろいろなこともありますから、継続協議ということによろしいでしょうか。

柞山委員

継続協議はいいのですが、もう少し生中継

も録画放送も、それから機材の話も、みんなの議論が共通するような材料を事務局に出してもらわないと。ただ継続協議ということではなくて、その材料を出してもらわないと、私たちの協議が前に行きません。今、皆さんには、うちの自民党会派では、まとめていない話をしていまして、個々の話ですから。まずそれに耐え得るような材料を出していただくということで、座長、お願いします。

座長 はい、わかりました。もちろん継続協議するためには、一歩も二歩も前進した形で会議をしないと前に進みませんので。

大島委員 尾上委員が言われた10年前のアナログシステムのを、今の4Kだとか3Kのテレビの画像で耐えられるということはまずないと思うので、録画放送を先行してやる前に、もう早急に全部の機材をかえたらどのくらい値段が上がるのかというものを出していただいたほうが、よろしいのではないかと思うのです。

座長 当然、ハード面の投資ということから、やっぱり、これは数字を出していかないと前に進みませんので。継続協議ということで

すが、この次はやっぱり、一步も二歩もきちんと前へ進むような形でやりたいというふうに思います。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、協議事項3番目の「本会議におけるパネル等の使用について」であります。

それでは、この件に対する御意見があれば、お願いいたします。

赤星委員

私ども日本共産党議員団から、11月24日に提案をさせていただきました。やっぱり市民の皆さんに、今、議員と当局が何を議論しているのか、何について議員が質問しているのか、よりわかりやすくするために、また議会全体で、どの議員も、現在、質問者が何を取り上げている—もっと、わかりやすくするために、国会の委員会のように、パネルを示して質問することをぜひ認めていただきたいと。これは大分前にも一度、提案をしていたと思うのですが、今改めて提案をさせていただきました。よろしくをお願いします。

松井委員

事務局にお聞きしたいのですが、ほかの自治体、中核市、政令指定都市のパネルの導入の状況がわかれば、教えていただけますか。

議事調査課長 昨年10月時点の調査のものがございます。中核市のものです。本会議におけるパネル等を使用した質問・質疑についてということで、認めているというところが5市、議長の判断により認めているというところが28市ございます。そのほか、議会運営委員会の判断により認めているというところが2市、議会運営委員長判断により認めているというところが1市、認めていないというところが7市、その他が3市ということです。

松井委員 今お聞きしたら、そういう方向にあるということにはわかるかなと思いますが、やはり導入に至っては、パネルの使用の要綱というか、いろいろな課題がたくさんあるのではないかというふうに思います。それで、それを早急に今、決めていくには、なかなか時間的には難しい部分もあるのではないかというふうにうちの会派では話をしました。その方向性を念頭に置きながら、ちょっと時間がかかるかもしれないというふうに思っております。

尾上委員 仮に、パネルを使って質問等をした場合の議事録というのは、そういった許可をされている市では、どのようになっているもの

なのですか。

議事調査課長 議事録への記載ですけれども、いろいろとはっきりとしていないところが多くて、記載するということところもあれば、記載しないということところもあるというような状況です。決めていないということところのほうが、現状では多いです。

村石委員 パネル等の使用は、認めるという方向で考えるべきだと思います。なぜかと言いますと、私たちは市民にどういう質問をしているのか、どういう提案をしているのかということを知りやすく説明する。あるいは、当局に対しても、わかりやすく説明する手段として、パネル等が必要であるというぐあいに思っています。私も例えば、市政報告会についても、パワーポイントを使って、市民の方にいかにわかりやすく見てもらえるのかとか、考えてもらえるのかということに注意しながらやっているわけです。そのことを今度は、市の行政に質問する、あるいは、行政をチェックするときに、そういう手段を使うということは、自然であるというぐあいに思っています。

村上委員 パネルを使うということは、一問一答方式

を前提としているのでしょうか。

赤星委員　そうではなくて、一括質問一括答弁方式の方も壇上でこうやって、やっているところがあるのです。倉敷市議会とかです。別に使いたくない方は、無理にとは言いませんけれども、より効果的にという……。

村上委員　そのパネルは、テレビカメラに向かってということ为前提としているのでしょうか。

赤星委員　中継が入っても、映ることは前提ではないのです。あるいは、編集で資料を後で—それは録画に限りませけれども—ぱっと入れていただくとか。

村上委員　先ほどから課題が幾つもあります。どう映すのか、あるいは、事前に議員に資料を配っておけば済む話ではないのかということもありましょうし、議事録の問題ももちろんあります。例えば、こうやって示して「このですね、このラインが」みたいに言われても、それはもう、どうしようもないわけなのです。議事録に書きようがないのです。また、壇上で、こういうふうに掲げてやるというのも、いかがなものかというふうに思います。非常に違和感がありま

す。やはり、言葉でもって説得できる、あるいは、言葉でもって理解を求めるといふようなことが議会の本質だといふふうに思っています。それを、どうしてもパネルに頼らなければいけないという場面が、あるいは、議題や課題がどれほどあるのかと。そのこととそれに要する一何と云うか一準備だったり、費用だったり、あるいは、議事録でどう表現するのかという労力を考えますと、そのパネルの必要性といふのは、よく考えてみる必要があるのではないかといふふうに私は思います。

村石委員 パネルを想像するときに、新聞記事を見ていただければいいのです。新聞記事は文章があって、その文章をわかりやすくするために、表があったり、図があったり、イラストがあったりするわけで、一般質問の文章の中身をパネル等であらわすだけなので、私は、そんなに特別なことではないといふぐあいに思います。

村上委員 一般市民の方々が、どの程度わかりやすくなるのかということ。我々は誰に質問しているのか一市長や当局に質問しているわけですね。第一義的には、市長や当局が我々の質問をわかればいいのです。そして、そ

の答えを我々が理解できればいいということが、第一だというふうに思うのです。その不足分は、市政報告であったり、あるいは広報であったりということではしております。最もその現場で、リアルタイムで視聴者の方がわかるということも大切でしょうが、これにつきましても、先ほど言いましたように、そのコストや補完性の意味等も考えながらやっていかないと、わかりやすいから、権利だからと、それを最大限にしていくと、とんでもなく複雑なことになっていたり、本質が見失われたりということがありますので、少なくとも言葉で、市長や当局にわかっていただく、相手一答えるほうの言葉でちゃんと相手に理解できるようなことに努めていくと。この努力のほうが一まずは、先ほどからありますように、議員の質だとか資質だということが言われておりますが一そのほうが先決だというふうに思います。そこまで熟した議会ではないから、非常にいろいろな議論が出てくるわけですが、まずはそこだというふうに私は思っています。それでもなおかつ、説明しづらいと、説明を尽くせないというときにこそ、パネルというものが必要になってくるのかなというふうに私は思います。



座長 パフォーマンスみたいな形にとられても、困るのですよね。

押田委員 そのパネルは、政務活動費を使って、おつくりになられるつもりですか。そこら辺はすごく重要な問題です。

赤星委員 使ったらだめなのでしょうか。

押田委員 今、どこに向かってという話がありました。当局に向かって説明をするのに、政務活動費を使うのですか。それとも、テレビに映るのをパフォーマンスとして……

座長 そうです。今、私が言ったのはそこなのです。

押田委員 だから、政務活動費の使い方というのは、私は、そういう使い方ではないと思いますが。

赤星委員 別にパフォーマンスのためにやろうと、そういうことではありません。議員が何を質問しているのか、当局さえわかればいいと、その答弁を議員さえわかればいいというのではなくて、市民の皆さんが傍聴をされたり、中継を見られて、今、議会で、何が議

論されているのかということをやさしくするために使うものです。国会中継のパネルが、全部パフォーマンスなのかというとそうではありませんよね。国民の皆さんによりわかりやすくということで、使っておられますので、パフォーマンスのためでしたり、当局への説明のためにつくるものではなく、みんなが共通の理解ができるように、議員も当局も市民の皆さんも、市議会での議論を共通の理解ができるようにつくるものだというふうに考えています。

押田委員

ということであれば、先ほど村上委員が言われたとおり、事前に資料を渡すなり、私たちがちゃんと発言することが伝わるようにというふうにして、質一言葉でちゃんと伝えられるという質です。先ほども言われましたけれども、議事録の問題も出てきます。あとまだほかに、さっきから出てきませんけれども、サイズの問題、色の問題、表現の問題とか内容の制限という問題が多々、出てくると思います。これを全てクリアした上で一私は違うと思いますけれども、政務活動費を使えるのか、使えないのかと。クリアしていくハードルは、今回ではちょっと高すぎるのではないのでしょうか。

赤星委員 資料を配ることは、議長の許可を得て配らせていただいたこともありました。だけど、それでは議員間だけの問題になってしまいますし、傍聴や中継をごらんになる市民の皆さんには、見えないという問題があります。それで、もしパネルの使用ですとか、そういうものを決めるとしたら、そんなに時間のかかることなのでしょうか。

座長 今ちょっと言われましたよ。例えば、大きさですとか運用のルールを、結構、詳細にわたって決めないとならないのではないですかということを押田委員が言われたのでしょう。

押田委員 そういうことです。

村石委員 私たちの質問とか提案は、基本的には住民の人の声をもとに、あるいは、いろいろと調査・研究をして、質問するわけですよ。質問しているときに、もちろん行政の人もわからないといけないし、中継を見ている市民にも、わかるようにしていかなければならないと思うのです。そのときの手段として、パネルという手段があるということを理解していただきたいのと、当然、その内容については、基本的には質問の中身の

ですよ。あまり、党の主張とか個人の主張というよりも、質問の中身はこうですよと、実態、現状はこういうような数字になっていますよと。表とかで他市と比較したら、そういうわかりやすい、言葉で言った中身をわかりやすく表とか図やイラストにして、話をするという事です。あるときから、一般的には、NHKの子どもニュースからと言われているのですけれども、もうほとんどの民放もNHKも含めて、模型を使ったり、図を使ったりして、視聴者にどうしたらわかりやすく、この難しいテーマを理解してもらえるのかということで、一生懸命工夫しているのです。そういうことから考えると、私たち富山市議会議員もいかにわかりやすく説明していくのかという手段として、パネルを用いるということは自然にかなった、社会の流れにかなったことだと私は思います。

村上委員

それが、本会議で必要なのかということです。今おっしゃったことは、一般論としてそのとおりなのです。メディアのテレビであろうと新聞であろうと。それが、本会議で必要なのかということなのです。その上で、その言葉を尽くすべきではないのかということをおっしゃっているのであって、お

っしゃったことは、そのとおりです。新聞だろうがテレビだろうがメディア……。本会議でそれが必要なのかと。そのための苦労やしつらえが、どれほどのものなのかを考えたときに、言葉を尽くすほうが先決ではないのかと、そこに集約されるのではないのかということをお願いしているのがあります。例えば前回のところで、バナー広告がどうのこうのという話がありました。バナー広告はこういうものですよという説明をすれば、一般の方はわかりやすいでしょう。しかし、そのパネルは必要ですか。要らないでしょう。本会議で、ホームページのバナー広告についてという質問をすれば、言葉で足りているわけです。そういうことも考えると、もっともっと言葉で尽くすことは、できるのではないですかと。本会議で、果たしてパネルは必要なのかという議論をしてほしいというふうに思います。

座長                    本会議場でということなのです。委員会ではないのです。それを根本にお話くださいということをお願いしたのです。

大島委員                国会中継では、パネルがアップで映されますので、非常にわかりやすいのですが、今市議会のほうで、本会議場でパネルをもし

出されても、相当大きなものでないと、私は、目が悪いので読めませんし、傍聴の方々も多分わからないと思います。だから、誰に向かってやるのかという、リアルタイムではなくなるので一むしろ、今ペーパーレス化の議会が多くて、データとして、タブレットを皆さんが持つとか、議場に大きなスクリーンで出すとか、そちらのほうも考えられたらいかがかというふうに思うのです。それで傍聴されている方のところにも、タブレットみたいなものを幾つか置けば、わかりやすいでしょうし、突き詰めれば、図形にしたり絵にしたら、わかりやすいということがあれば、もしかしたら当局側もパネルで対抗してくるということもあり得ますので、それはやはり、村上委員がおっしゃるように、まずは議事録として文字で残して、ある程度わかるということから、一歩進んで電子化というふうに考えるべきではないかと私は思います。

赤星委員

私も実はきょう、議論の先にスクリーンということをおっしゃっていたのですが、本当は議案に対する賛否状況—大津市議会や射水市議会でも導入—一人一人の議員の態度が、ぱっとモニターに映し出される。そういうのをやっぱり導入すべきだ

とされているのです。そこに、質問中の資料を映し出せるようにできれば、それが一番いいとは思いますが、とりあえず、これまでは、この本にこう書いてありますということを、実物をこう手に取って言うだけで、それはだめですよと注意をされるような、そういう議会だったので、わかりやすくするために、何か資料を示してもいいのではないかと。そういう意味で、この提案をさせていただいたわけです。

座長

それでは、ここまで皆さんの御意見をお聞きしたところでありますが、すぐに決定できる状況にはないようであります。

ただ、市民に対しまして、これまで以上に議会に興味を持っていただくことや議会の活性化ということを考えてみると、この件につきましては、今後協議が必要であるというふうに考えます。

また、もし、実施されるとなれば、さまざまな運用のルールなどが必要になると考えますので、ここはじっくりと時間をかけて協議することも大切だというふうに思います。

したがって、この件につきましては、結論を急ぐことなく新たな任期も視野に入れて、継続して協議するということがいか

がでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                    それでは、そのように決定をしたいと思  
います。  
これで、本日の協議事項は、全て終了  
いたしました。  
本日、御協議いただいた3項目につ  
きましては、私から議長に報告する  
ことといたしますので、御承知お  
き願います。  
この際、ほかに何かありませんか。

赤星委員              今、終わりましたけれども、ここで  
新たに今後皆さんと御一緒に協議を  
していきたいという項目を提案さ  
せていただきたいと思  
いまして、できましたら資料を配  
付させていただきたいのですが。

座長                    どうぞ。

〔事務局、資料を配付〕

座長                    説明してください。

赤星委員              今回、8項目を提案させていただきました。  
1番目は、現在、委員会記録は、情  
報公開



条例を使って公開請求をしないと、一般の方は見ることができなくなっております。最近では、この議会改革検討調査会を含め、政務活動費のあり方検討会の会議録なども、インターネットによる公開と閲覧が自由となりましたので、この際、議会の見える化の一環として、常任委員会や特別委員会の会議録も、インターネットによる公開と閲覧を自由に、手続なしということにすべきだと思っております。2番目は、委員会の傍聴規程です。現在、開会30分前までの申込みが必要で、しかも許可制なのですが、最近いろいろな会議をたくさんやっておりますので、午前中だったり、午後だったり、時間もまちまちだったりすることもありまして、傍聴の申込みの方が、非常に迷ったり、来てみたけれども間に合わずに帰ってしまったりとか、そういう不都合も生まれてきています。そこで、県議会の委員会は、こうした30分前までの申込みが特に要らないというふうに聞いておりますので、そうしたように傍聴が自由にできるようにしていくべきではないのかと思っております。3番目は、本会議に続いて常任委員会や特別委員会のインターネット中継、またケーブルテレビの中継も検討していただきたいと。上越市議会では、委員会まで全

てインターネット中継がされております。  
4番目は、請願された方、陳情された方に  
議会まで来ていただいて、御本人からどう  
いう趣旨で請願されたのか、陳情されたの  
かを意見陳述していただくと。これを制度  
化していただきたいと。平成28年12月  
議会で、陳情がありましたけれども、これ  
が非常に難しい内容で、委員長からも、御  
本人に説明にぜひ来てほしいと言ったので  
すけれども、なかなか来ていただけなくて、  
非常に審議も難しかったのです。あとは、  
請願でも文章がどうしてもうまく書けない  
方だっていらっしゃるし、それから、  
どういう事情があって、どういう思いで請  
願されたのかを、やっぱり議会で直接お聞  
きしたほうが、より市民参加の議会になる  
という点で、提案をしております。5番目  
は、議会の本会議を土日や祝日、また夜間  
に開催するという事です。全部ではなく  
ても、滑川市議会のほうも試験的にするそ  
うですが、そういうことに取り組んだらど  
うかということです。6番目は、市議会全  
体として主催する議会報告会を、議会側か  
ら市民の中に出かけて行って、しようとい  
うことです。これは、いろいろなところで  
既にやっておられます。7番目は、例えば、  
4番目の意見陳述ですとか、6番目の議会

報告会ですとか、そういったものも条例で制度化していくと。議会基本条例、また政治倫理条例について、富山市議会として、いよいよ制定に向かおうではないかと。やっぱりどうしても、必要だと思うのです。検討を始めるべきだと考えまして、まずは議会全体として、条例を研究したり、学習会を開いたりするということをやっていたきたいと思います。8番目は、今、4人以上の会派が正式会派とされていますが、この人数を決めたときにも、全国中核市の議会を調べていただいたら、一番多かったのが3人だったと思います。今、富山市議会の二人会派は3つですかー民政クラブさん、維新さん、光さんー3つ……

村石委員 社民党もです。4つです。

赤星委員 4つですね。失礼しました。4つの二人会派があります。やっぱり二人いれば、もう会派だと思うのです。人数要件を二人以上にしてほしいということでございます。この中には、以前のまだ非公開だった時代の議会改革検討調査会で、しかも共産党、社民党は正式な委員ではなかった時代に提案をして、それで現状どおりという結論が出された項目もございますが、昨年の一連の

議員報酬の引上げや、政務活動費の不正問題を経まして、市民に開かれた議会に生まれ変わろうという、今、この富山市議会で、改革をみんなで一緒に一生懸命に取り組んでいるのだということ、改めて皆さんに協議していただきたいと思ひまして、きょう提案させていただきました。よろしくお願ひします。

座長

ぱっと見たら、これはやっぱり各派代表者会議か議会運営委員会で、もまないといけないようなことも結構ありますよね。提案は提案として、この件について、何かございますか。

柞山委員

今、座長がおっしゃったとおり、委員会記録のインターネット公開、手続なしについては、そういう方向性で持っていかれてもいいと思いますが、ともかく、議会改革検討調査会ですべきものと、そうではなくて、議会基本条例とか、あるいは、正式会派は二人以上とか、こういう議題については、やっぱり各派代表者会議に少し相談していただいて、本調査会にふさわしい案件であれば、また付託してもらおうという形をとる項目も、大いにあるというふうに思ひます。一つ一つ精査をすればいいのかわかりませ

んが、いっぱい出ていまして、一括で各派代表者会議に持っていけばいいのではないですか。座長、この取扱いについて、よろしくをお願いします。

座長

最初に言いましたように、私は、各派代表者会議ですとか、議会運営委員会に諮らなければならないような項目—私は、きょう、初めて見たのです。その中で一応提案という形で出ていますので、これを検討させていただきます。基本は、各派代表者会議とか、それから議会運営委員会に諮ることも必要です。まず、議長にちょっと相談してみます。提案は提案として受けます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、この後につきましては、継続協議となったものもあるわけですが、3月定例会も徐々に近づいてきておりまして、あるいは、政務活動費の関係の会議も継続して行われていることから、そのときの状況を考慮して、開催の案内をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の議会改

革検討調査会を閉会いたします。